

土木森林環境委員会会議録

日時 令和5年7月3日（月） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午前11時20分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 長澤 健
副委員長 飯島 力男
委員 望月 勝 水岸富美男 渡辺 大喜 土橋 亨
白壁 賢一 佐野 弘仁 福井 太一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

林政部長 入倉 博文 林政部次長 信田 恭央
林政部技監 岸 功規 林政部参事 金丸 悟
森林政策課長 小澤 浩 森林整備課長 伊川 浩道
林業振興課長 堀内 直 県有林課長 末木 洋一
治山林道課長 山口 義隆

環境・エネルギー部長 関 尚史 環境・エネルギー部次長 雨宮 俊彦
環境・エネルギー部参事 功刀 稔永
環境・エネルギー政策課長 加藤 栄佐 大気水質保全課長 中川 直実
環境整備課長 守屋 英樹 自然共生推進課長 保坂 一郎

議題（付託案件）

- 第56号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第57号 令和5年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第1号）

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 午前10時から午前11時20分まで林政部、環境・エネルギー部関係の審査を行った。

主な質疑等 林政部、環境・エネルギー部関係

※第56号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（森林組合経営基盤強化支援事業費について）

渡辺（大）委員 林の5ページをお願いします。森林組合経営基盤強化支援事業費について質問いたします。

森林組合は多くの森林所有者を構成員とする共同組合であり、地域林業の中心的な役割になる団体であることは承知しております。この経営基盤を強化することは非常に重要であると考えますが、今回なぜ、本事業を行おうとしたのか、その背景についてお伺いいたします。

堀内林業振興課長 森林組合経営基盤強化支援事業費を予算計上しております背景としましては、まず、県内人工林の多くが木材として利用が可能な時期を迎えておりまして、これらの森林資源を有効活用していくことが必要な状況でございます。しかしながら、地域林業の中核を担っております森林組合は、その多くが間伐などの保育事業を中心として、小規模、零細な経営にとどまっております。木材を伐採・販売して収益を確保していく事業につきましては、その作業に必要な高性能林業機械の導入に多額の資金を要することや、技術者が不足していることなどによりまして、事業展開が十分でない状況でございます。

これらのことから、木材の伐採・販売に対応できるよう、森林組合を誘導していくために、経営状況などの調査・分析などに関わる本事業費を予算計上させていただいたところでございます。

渡辺（大）委員 本事業では、県内の森林組合への経営状況・調査・分析等を行うとの説明ですが、具体的にどのような調査・分析を行うのか、もう一度お願いいたします。

堀内林業振興課長 調査・分析の内容につきましては、まず各森林組合の財務状況、それから、それぞれの森林組合の区域内の森林資源量などを調査するとともに、これらと併せまして、全国の森林組合における事業執行体制の強化に関する取組事例なども調べまして、森林組合間の連携や木材生産を得意とする民間事業者との協業など、それぞれの森林組合における最適なビジネスモデルの分析を行うものであります。

渡辺（大）委員 ありがとうございます。調査で得られた成果を森林組合の経営に今後どのように生かしていくのか、お伺いいたします。

堀内林業振興課長 本事業の調査の成果につきましては、まずは、それぞれの森林組合と内容を共有しまして、各森林組合、または森林組合間での議論・検討を通しまして、それぞれの

事業執行体制の見直し、ひいては、経営基盤の強化につながるように指導してまいりたいと考えてございます。

白壁委員 政策の誘導で、森林組合同士を業務提携させるということだけど、研究機関でもつくろうとしているのか、勉強会とか、さっき説明があったとおり、森林組合によっては得意・不得意がある。例えば今、富士北麓の森林組合は、間伐材をキャンプ用のまきで売って、年間で1,500万円から2,000万円ぐらいの利益を上げている特殊なところもあつたりする。そういった情報を共有するということだけど、皆さんを集めて勉強会をしますよというよりも、何か研究機関的なものを、PTをつくるとかね。何かこうしたほうが進むんじゃないかと思うけど、いかがでしょうか。

堀内林業振興課長 委員がおっしゃるとおり、ただ成果をそのまま各森林組合に共有するだけというだけでは、なかなかその先に結びつきにくいと考えてございまして、まだ具体なところまで詰め切れてはおりませんが、まずは今回の調査の結果を各組合と共有するところが第一ですが、その先としまして、例えば地区ごとに、山梨東部ですとか、峡中、峡北、峡南エリアごとでそうした研究会的なものを立ち上げまして、その中での議論・検討も交えた中で、最終的に最適な組合のビジネスモデルが何かというところを模索していくことになるかと今のところ考えてございます。

白壁委員 そういう形にしていくと、多分これは成功すると思いますね。
あともう一つ、だいぶ前、森林環境税の申請の簡素化をお願いして、森林環境税は、いわゆる県民課税の上乗せで、通称森林環境税と言っているけど、本当は県民課税の上乗せ課税だけど、通称そう言っている。これを使って、森林組合がだいぶ売上げを伸ばしてきているところと、面倒だからやらないという森林組合がある。こういったところもやはり強み、弱みというところがあるので、ぜひさまざまな面、今言われるように地域によって山が急峻であつたり、切り出しやすかつたり、いろんな地域があるものですから、その地域の中でうまくその地域の特産的な技術とか、うまく活用するものやっていたらと考えておりますので、やっぱりもう少し簡素化すると、さらに地元の人たちが、森林組合以外の人たちも儲かるんだけど、森林組合の収益がさらに上がるような形になると思うけど、そういった簡素化はこの課ではないけど、こういったものを取り入れながら拡大を図っていただければ、さらに地域の森林組合が維持・発展できると思う。この点についていかがでしょうか。

伊川森林整備課長 白壁委員御指摘のとおり、森林環境税を使った、例えば荒廃森林整備ですとか、里山林の再生ですとか、事業を行う実施主体になる森林組合が事業を進めるに当たって、一つのハードルになっているのが、その事業を進めるための計画に当たります経営計画の作成であります。

経営計画の作成は、まさに事務仕事に当たるもので、現地調査を踏まえた上で、森林所有者と交渉しながら効率的な森林経営ができるような経営計画を立てる。まさに事務仕事でありまして、これらが森林組合の負担になっているということを承知しております。

こうした中で、県がどういった支援ができるかということについて、現在、これま

で経営計画を立てるために必要な森林の資源情報を組合にデジタル情報として提供する。また、これらを共有というか、所有者を特定するための林地台帳、これは市町村が整備するものでございますが、これらの作成を県が支援する形でサポートしているところです。

(国際交流植樹事業費について)

福井委員 林の6ページ、林業費、県有林課、国際交流植樹事業費について、これは、富士山麓において記念植樹等を実施するという事業費であるということで、ほかの場所は検討していないか伺いたしたいと思います。

末木県有林課長 この事業につきましては、まず、開の国づくりに資するところが一番でございます。その中で外国との国際交流を図ることを考えたものでございまして、外国人から非常に人気が高い富士山が一番鍵になりますので、富士五湖地域のみを対象として考えてございます。

福井委員 所管でも申し上げたかったのですが、南アルプスや甲武信ユネスコエコパークというところ、コロナでだいぶすぼんで感じていますけれども、そこで海外にアピール、当然、富士山はとても魅力的な場所で、開山も行われて、多くの方々が訪れている魅力的な場所の一つですが、県内のほかのエリアを考えたときに、南アルプス、また甲武信の地域も大変魅力的な場所ですが、そうしたところの検討はしなかったのかをまた伺いたいです。お願いします。

末木県有林課長 この事業を行う植樹エリアを設定するときに、今申し上げました富士山が一つですが、あとは富士山が間近に見えること、それから式典を行う会場などが隣接していること、また駐車場とトイレが整備されているとか、アクセスがよい、こうした条件を組み合わせまして、会場は富士五湖地域に決めたところですが、今回6月補正で計上させていただいているレセプションの中で、富士五湖地域だけではなく、山梨県全体の全ての魅力を伝えるように、食であったり、ブースであったり、また動画などを今から作成しまして、紹介としては県全体を伝えるようにしていきたいと考えてございます。

福井委員 その場所については、鳴沢村でよろしいですね。

末木県有林課長 そのとおりでございます。鳴沢村の全国育樹祭の記念広場の横のところですよ。

福井委員 ほかの地域についても魅力を発信できるようなブースの充実を求め、さらに甲武信、南アルプスについても、しっかりアピールができる場かなと思いますので、ぜひ検討ください。お願いします。

末木県有林課長 委員から頂きました御意見を参考にさせていただいて、今後、委託をかけますので、その中で検討させていただきます。

(電気自動車等導入促進事業費補助金について)

飯島（力）副委員長 環の2ページ、マル新電気自動車等導入促進事業費補助金のことについて何点か伺いますけど、まず、電気自動車や充電設備に助成するとのことですが、事業の詳細について伺います。

加藤環境・エネルギー政策課長 この事業は、運輸部門での脱炭素対策強化のため、既に国、経済産業省が実施しております補助制度とは別に、本県独自で電気自動車、EV、PHV及び充電設備の購入補助を行おうとするものでございます。

まず、車両につきましては、国の補助制度同様に電気自動車を対象といたしまして、補助額は自動車の蓄電容量に応じ、車両ごとに定められた額としております。

また、充電設備につきましては、普通充電・急速充電設備を対象といたしまして、必要経費の2分の1に対して補助することとしております。普通充電器は15万円程度、急速充電器は223万円程度を想定して予算計上しているところでございます。

補助台数は、電気自動車・普通充電設備はそれぞれ25台分、急速充電設備は2台分としているところでございます。

飯島（力）副委員長 国の補助事業とどのように違うのですか。

加藤環境・エネルギー政策課長 国の事業では、電気自動車・充電設備、それぞれ単独で導入可能としているところでございますが、県の事業では、電気自動車と再生可能エネルギーの発電設備と接続した充電設備からの充電の実施を基本的要件としているところでございます。

電気自動車や充電設備の導入に加えまして、太陽光等の再エネ電源の利用拡大も目的としている点が異なるということでございます。

飯島（力）副委員長 次に、国に比べ、ハードルを高くしているように思いますが、なぜこのような事業を県で行うのか、教えてください。

加藤環境・エネルギー政策課長 2050年カーボンニュートラルの実現に向けましては、太陽光発電設備や電気自動車の個々の導入拡大のみならず、社会や生活全般にわたり脱炭素化を進展させる必要があると、このように県では考えているところでございまして、この事業は、自動車を動かす電源についても再エネ由来の電源によることとしておりまして、脱炭素化のモデルプランとしてこれを広く周知し、県全体の太陽光発電導入や電気自動車購入促進につなげ、カーボンニュートラル社会の実現を目指そうとするものでございます。

飯島（力）副委員長 ありがとうございます。再生可能エネルギーが必要とのことですが、具体的にはどのような設備が必要になるのか、教えてください。

加藤環境・エネルギー政策課長 車両の走行、こういった想定年間消費電力量、こういったものがございまして、そういったことも賄うことができる再生可能エネルギー発電設備と接続した充電の実施、こういったことを基本的要件としておりまして、一般的には太陽光

の発電設備が必要となるところでございます。

ただし、設備を保有していない場合においても、小売電気事業者から再エネ由来の電力を購入する場合には、補助対象とすることができるということでございます。

飯島委員 最後に、25台で効果があるのか、教えてください。

加藤環境・エネルギー政策課長 現在、軽自動車を初めとする電気自動車のラインナップも増えているところでございまして、本県の電気自動車の普及拡大に向けて重要な時期と考えております。県事業での25台のCO₂の削減効果は、確かに限定的ではございますけれども、太陽光発電設備の導入、また電気自動車の購入促進に向けた呼び水、契機といった点で、十分効果があるものと考えておるところでございます。

(脱炭素化推進事業費補助金について)

白壁委員 環境・エネルギー部の3ページ、PPAというやつが、さっき説明資料で説明を受けたけど、ちょっとよく分からないので、もうちょっと詳しく説明してくれるかね。需要家ってどういう人たち。それに敷地内ってどこの敷地内。それを使って発電したときに、それを買い取ってくれる、余ったものを買取る。例えば屋根に設置したものは、それで発電したものは、通常の電気代金から引いてくれるとか、ちょっと具体的に示していただかないと、この資料だけだと、どれだけの人がよく分かったかと思うんで、もうちょっと詳しく説明してもらえますか。

加藤環境・エネルギー政策課長 失礼いたしました。ちょっと分かりづらいかもしれませんが、先ほどの土木森林環境委員会の説明資料2ページを見ていただきながら説明いたします。

まず、需要家というのは、事業者、個人がお持ちのものを対象としております。例えば、個人の所有の屋根を借りて、事業者が事業者の負担でパネルを設置いたします。これを売電、売電は個人ではできないのですが、それは事業者が維持管理をずっと行うといった仕組みでございまして、個人の方々は、使った分だけを利用料という形でお支払いいただくといった形がPPAモデルといったものでございます。リースモデルは、個人の、例えばお宅でしたら屋根にパネルを乗せる、維持管理、こういった点は同じで、売電もできるというところですが、リースは、月々発電料云々ではなくて、月々固定した料金を発電料によらずお支払いいただくといった仕組みがリースモデルというものでございます。

説明がちょっと分かりづらいかもしれませんが、以上でございます。

長澤委員長 分かりやすく説明してください。

白壁委員 ちょっと分かりづらいけど、この仕組みって、リース会社って商社だとか、東京電力がだいぶ前から推奨して進めてきている仕組みだけど、私が関係する会社でも何棟か、何十棟かつくっているけど、新たにここで出てくるということは何か意味合いがあるのかね。

加藤環境・エネルギー政策課長 お答えいたします。

環境省の補助金に、こういったモデル、要件としているものの活用を図っていくというところでございまして、どうしても太陽光発電の設備というところ、初期投資というところがネックになっているところで、なかなか導入が進まないといったところで、こういったP P Aモデル、リースモデル、こういったものを契機として、一つの手法として導入を促進しようといった狙いがございます。

白壁委員 　だから、ここで県がこういう形で国から聞けて、県がこういう進めていくというのは、どうした意図があるのだろう。今まで東電もやっていたし、消費者絡みでリースもやっているし、自分で設置して住宅の屋根に設置をして、初期費用がかからない形と初期費用がかかる形で、どっちが有利ですか。それで、あなたの好きなものを選んでくださいとやっていたよね。ここで県があえてこういうことをするというのは、何かそれが有利な方向に動いて、補助金絡みだとか、あるとどうか分からないけど、なぜこれをまた県が推奨し始めているのかな。

加藤環境・エネルギー政策課長 　脱炭素化に向けては、あらゆる事業者、個人、御家庭の取組が重要でございまして、県では、こうした取り組み、新たな取り組みを手法の一つとして、需要家の方々に御利用いただき、それを呼び水として広めていくといった役割で、国の脱炭素化の取り組み、こういったものに乗遅れないようにしていくということで、これを呼び水と契機として広めていきたい。については、この利用者の御利用いただいたということではなく、それを隅々に届くように、こういったものがあるといったことを広めていって、太陽光発電設備の導入拡大を図ってまいりたいと、このような意図がございまして。

白壁委員 　これも一つの政策の誘導だね。最終的には十何年前に言った、電力の地産地消へ持っていこうとしているのかな。あれはどこか消えちゃったね。覚えている人いるかな。そんなことあったね、ということかな。

いづれにしても、さらにこういったものは強化していくことによって、東京都は強制的にやるようだから、こういったものがいい方向でいくと思うので、ぜひ努力していただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

加藤環境・エネルギー政策課長 　委員おっしゃるとおりでございまして、こういった取り組みが重要だとおっしゃっているので、県としても知恵を絞って、こういった事業を取り組んでまいりたいと考えております。

討論 　なし

採決 　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第57号 　令和5年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第1号）

質疑 　なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山梨県環境整備センターについて)

白壁委員

いろんな問題があって、紆余曲折問題でね。たしか、天野知事の時代に計画を立てて、山本知事、横内知事と歴代知事の中でいろいろ協定を結んだり、たしか平成17年辺りかな、6項目の協定締結をしたよね。受入れの12品目だとか、期間が5年だとか、その中に、たしか国の基準の10倍って、さっき言われたようなものも協定締結の中にあっただという事で、過去に迂回曲折があったと。仮執行がかけられたり、様々なものがあるって、地元とのいろいろな調整をかけて、ようやく仕上がった。仕上がったものが今度は、誤動作と言っているけど、誤が正しいのか、センサーが作動して、裁判に発展したなんてね。本当いわく因縁つきの施設、それにしても、当時のことを分かる人って3人しかいない。

一般廃棄物の問題はまた後にするけど、当時、産業廃棄物についてはほとんど県外に持ち出していた。当時言われていたのが、県外に持ち出すと、県外で受け入れてくれないところがこれから増えてくるだろうと。ということは何とか自県内処理をしなければならない。民間にそういったものを任せると、どんなものをつくるか分からないから、やはり公共関与によってつくって、安心・安全なものをつくっていくべきだということでこういう状況に進んでいった。ちょっと前後するけど、そういった方向性のものが今、明野にあるんだけど、マンガンとほう素系統が、協定基準を満たしていないということだけど、これ将来的に、2年間の制約というか期間をやりながらクリアできるのかなと。これについてどうだろう。

守屋環境整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今、水質基準を超過している状況でありますけれども、現時点ではマンガン、ほう素、この2項目、いずれも水質基準に適合する時期が見通せない状況にありますので、維持管理期間の終期についても見込めないという状況でございます。

白壁委員

金額を聞けば皆さんびっくりすると思うけど、この関係の補償というのは県がやっているんで、当時の60数億円、最終的には50何億円という金額になってきて、結果的には県が補償しているから、県が払わなければならないと。これをいわゆる補助事業でやったけど、国に対して返還あったよね。こういったものだけど、53億円でさらに赤字が拡大する可能性があるということで、地域の皆さんとかそういった団体の皆さん、もしくは当時の協議した人たち、この人たちともよく話し合いをして、何とか経費の削減というか、今までも経費の削減相当やっていますよね。人員の整理

だとか、管理の業務の合理化を図りながらやってきたけど、今のお話を聞くと、さらに長期化する可能性があるとなると、さらにこれがいわゆる県民負担につながってくる可能性があるということで、いろんな方々とも協議をして、これから進めていっていただきたいと思うけど、この点についてはいかがでしょう。

守屋環境整備課長 委員おっしゃるとおり、施設の経費がかかっておりまして、これまでも施設の経費削減に努めたり、人員についても削減に努めているところですが、今後につきましては、委員からお話がありましたように、地元を初め、県民全体の利益を念頭に置きまして、新しいプランの策定について取り組んでまいりたいと考えております。

白壁委員 国の基準だとか今の福島原発の関係も、トリチウムを希釈する基準もあるけど、我々のところは、当時の契約の中であるので、そういったものもしっかり話し合いの中に入れて、要は、県民が安心・安全で、それによって病気になるということはずいなので、こういったものをしっかりやっていっていただきたいと思います。

提案がありますが、地元の人には知っているかもしれないが、この中で最終処分場を知っているのは、3人しかいないので、ぜひ現地調査を、今どういう状況になっているか。本来でいえば、あれが満タンになって5年半で平らに埋めて管理をしていくということだったけど、さっき言うように誤作動というアンシステムが起こして、途中で止めてあると思うんだよね。現状がどうなっているかというのは、5、6年ぶりに行くので、ぜひ現地調査を委員長、皆さんにお諮りして、実施していただきたいと思います。

長澤委員長 ただいま、白壁委員から山梨県環境整備センターの管理、運営に関連して現地調査を実施したいとの発言がありました。

お諮りします。山梨県環境整備センターの管理、運営に関して現地調査を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

長澤委員長 御異議なしと認めます。

重ねてお諮りいたします。調査の日時、場所等はこれを委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

長澤委員長 御異議なしと認めます。よって、山梨県環境整備センターの現地調査の件は、お諮りしたとおり決定いたしました。

現地調査の詳細につきましては、後日連絡いたしますので全員の参加をお願いいたします。

福井委員 ありがとうございます。白壁委員の歴史的な背景も含めて、いろいろ御質問がありましたので、大変よく理解することができました。ありがとうございます。

その上で、地元の住民の皆さんの気持ちということも、しっかりと考えていただくということはもちろんですけれども、当時の県との約束、契約に基づいた10倍厳しい基準がなかなかクリアしていかないという状況もありますけれども、現状としては、国の基準というものはクリアしているということについても、またしっかりと現地調査をしながら、また地域の住民の皆さんともしっかり説明をいただきながら、今後の方向性についてしっかりと一緒に検討を、県としてもしていただきたいと思いますなど。より丁寧な対応を求めたいと思います。それについていかがですか。

守屋環境整備課長 今、委員からの御意見がございましたように、公害防止協定で定めた基準というのは、マンガンとほう素につきましては、1ミリグラムパーリットル以下の基準を2年間継続すれば、施設を終了するめどが立つということですが、国の基準は10ミリグラムパーリットルとなっているということで、現在、そういった状況の中で施設を管理しているところです。今後の方向性につきましては、地元との協定に基づきまして、安全に配慮しつつ、コストを削減する中で管理をしているところですが、今後につきましても、地元の安全・安心というところをしっかりと確保しながら検討させていただきたいと考えております。

福井委員 ありがとうございます。地元の皆様、土地の今後の利用の仕方についてということも、非常に関心も持たれている方々がいらっしゃいますし、考え方が経年を追って変わってきているということも事実ですので、また私も地元選出ということで、しっかりその声を注視しながら努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。地元の皆さんの声をしっかりと聞いていただけるということによろしいか、最後お願いします。

守屋環境整備課長 今、委員から御意見がありましたように、地元の意見についてはしっかりと話を聞いて、地元と一緒に施設のことについては、今後の在り方について考えていきたいと思っております。

(両面ヒノキについて)

佐野委員 それでは、台風で倒状枯死した鶯宿峠の県指定の天然記念物だった両面ヒノキについて伺いをします。ちょっと情緒的な箇所がありますけれども、すみません、よろしく御承知おきをお願いしたいと思います。

かつて、甲府市境川と笛吹市芦川鶯宿の市境に、一見ヒノキに見えて、ウラジロにも見えますがヒノキであり、ヒノキのような葉に裏表がなく、両方とも表に見える木を、「なんじゃもんじゃの木」と呼称されて自生をしていました。

最近の朝ドラで放送中の連続テレビ小説「らんまん」の主人公、牧野万太郎のモデルになっております、日本の植物分類学において多大な功績を残し、日本植物学の父と称される牧野富太郎博士が、1928年、昭和3年に本県の、この何か分からなかった木に、両面ヒノキと命名してくださいました。

1961年、昭和36年には、県の天然記念物に指定をされましたが、57年後の2018年、平成30年の台風21号、24号の影響で倒状枯死してしまいました。

県により撤去された木の一部を使って、2年後の2020年、令和2年8月3日に

は、甲府市の中央森林組合がその歴史的、文化的意義を伝えるため、甲府市右左口町出身の歌人、山崎方代の歌集「右左口」の中の「生れは甲州鶯宿峠に立っているなんじゃもんじゃの股からですよ」の一首を刻み、記念碑に加工して、笛吹石と甲府市に2対が、多分甲府市にも、甲府南インターのところにあると思いますけれど、寄贈されております。

もう一か所、県内には両面ヒノキが、四尾連湖付近にも発見をされており、昭和55年9月18日に山梨県の天然記念物に指定をされております。

くだんの両面ヒノキは倒木直後、県森林総合研究所により、挿し穂が採取され、そのうちの15本から発根が確認をされ、成長していると聞いています。

そこで質問します。2020年7月31日付の新聞報道、これは多分朝日新聞によれば、県は元の位置に植樹する計画を進めているとの記載がありますが、朝ドラの主人公である世界的権威の牧野富太郎先生が命名されたということでも、現在トレンドでありますし、また、希少種樹木の再生については、県固有の自然財産の復活として大変に意義のある事業だと思っています。

後々の観光資源にも資するでありましょう、希少種の両面ヒノキ再生について、再生へ向けた計画の推進状況とともに、現在の当該幼木の生育状況についてお示しをいただきたいと思っております。

小澤森林政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

鶯宿峠の両面ヒノキでございますが、台風で倒木になりました直後に、森林総合研究所の研究員によりまして、枝を採取いたしまして、挿し木による苗の育成を開始しております。

一般的に、樹齢の高い個体からのクローン増殖、挿し木による増殖は非常に困難を伴うと言われておりまして、この鶯宿峠の両面ヒノキは推定で樹齢が550年、かなり超高齢の樹木でございました。

最初に枝を採取しまして、15本発根して、それを苗木にするということで育てていたところでございますが、今お話ししたようになりまして、かなり難しいことではございましたので、現在は枯死、枯れてしまった等によりまして、4本だけが何とか生育している状況でございます。

その生育している4本についてですが、大きい個体が現在30センチ程度には成長しておりますが、これも非常に技術的な話でございますが、通常、この挿し木によるクローン増殖は、春先の新しい枝といいますか、柔らかい枝を使ってやるものでございますが、採取したのは10月ということで、かなり硬くなった状態の枝を育成したということではございまして、こういったもので特有の性質としまして、こういった場合、支えなしでは直立しないような、曲がった状態で生育してしまうというような状況が、今生育している4本にも見られている状況でございます。

研究員によりまして、このような状態のまま植えるということになりますと、鶯宿峠、標高も1,060メートルで、強い南風が吹くというような気象条件があるところではございますので、今植えても、それに耐えられるような苗の状態ではないというのが、専門家研究員の見解でございます。

今後も、この生育している4本につきましては、研究所で生育を継続いたしまして、より精強健全な状況になったところで、現地に植栽を行うこととしたいと考えている

ところでございます。

佐野委員

非常に素晴らしい御努力だと思います。今朝も朝ドラを見てきたので、「おまんはどうしてそこに咲いている」という、確かにこの両面ヒノキ、全く分からなかったものを命名していただいたというのは、非常に素晴らしいと思っています。

所管はここではないですけれども、この4本については、時期に即していると私も思っていますので、全庁横断的に情報を共有して、特に観光を所管している部署と連携して、山梨の魅力発信に使うべきだと考えます。

これについて、林政部としてはどのようにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

小澤森林政策課長 植栽については今、ちょっと厳しい状況にあるということではございますが、もともと地元の方々からも、そちらのほうで再生をしてくれと強い御希望を受けて、我々も取り組んでいるところでございます。

委員の御指摘にありましたように、まさに観光ですとか、山崎方代という非常に有名な歌人のいわれもあるということでございます。様々なそういった観光ですとか、文化的な意義もあろうかと思えます。

ただ植栽するだけではなくて、植栽するに当たっては、そういった植栽とその後の管理、活用、様々なことを関係部局、もしくは地元の方々と協議をしながら、実現に向けて進めていきたいと考えております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおりと決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を令和5年8月28日から30日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 長澤 健